

第5次国頭村行政改革大綱

平成 29 年 12 月

国 頭 村

目 次

第1章 現状と課題	
第1節 行政改革の経緯	1
第2節 国頭村の現状と課題	2
(1) 国頭村を取り巻く状況	
(2) 国頭村の人口・世帯数の推移	
(3) 地方分権の推進	
第2章 行政改革の基本的事項	
第1節 行政改革の目的	3
第2節 行政改革の基本的な考え方	3
(1) 取組期間	
(2) 推進体制	
(3) 推進状況の公表	
(4) 行政改革の目的と重点項目	
第3章 行政改革の重点項目	
第1節 行政組織の質の向上	5
(1) 村の政策・施策を効率的に実施するための組織体制	
(2) 職員の人材育成・能力の向上・意識改革	
(3) 職場環境の改善	
第2節 行政サービスの質の向上	6
(1) 積極的な村民ニーズの把握	
(2) 地域における協働の推進	
(3) 業務(事務)マニュアルの整備	
(4) 地方分権に伴う権限移譲の推進	
第3節 行政運営の質の向上	7
(1) 自主財源の確保	
(2) 歳出の効率化	
(3) 公文書管理システムの導入	
(4) 公共施設の老朽化対策	

第1章 現状と課題

第1節 行政改革の経緯

本村の行政改革は、これまで4度にわたり策定し、一定の成果により効率的な執行体制の整備に努めてきました。

昭和61年1月に「第1次国頭村行政改革大綱」を策定し、事務事業の改善・行政組織機構の簡素合理化、給与報酬等の適正化、民間委託・OA化等事務改善改革の推進、財政運営の健全化に取り組みました。

平成8年12月に「第2次国頭村行政改革大綱」を策定し、行財政需要に適切に即応し、地域活性化と住民福祉の増進を図るため効率的、弾力的な行財政運営の実現に向け、平成10年度から3年以内に取り組むべき課題を効率的な事務事業の推進、組織機構の見直し、定員及び給与の適正な管理、職員の意識改革と能力開発の推進、職員提案制度の実施、情報公開の推進、各種委員会の定数等の見直しについて取り組んできました。

平成16年12月に「第3次国頭村行財政改革大綱」を策定し、健全な財政運営の推進、事務事業の効率化、組織の再編成、補助金等の整理合理化、使用料・手数料の見直し、公共施設の指定管理制度の導入、定員管理の適正化、職員給与の適正化、職員研修制度の充実等について取り組んできました。

平成22年2月に「第4次国頭村行財政改革大綱」を策定し、公の施設の効果的かつ効率的な管理運営の推進、ホームページ及び村広報誌の積極的な情報発信の推進、少子化対策及び子育て支援の強化、住民参加の推進、人事評価制度の構築、職員研修の積極的な参加及び人事交流、財政健全化目標等の作成及び公表等について取り組んできました。

第2節 国頭村の現状と課題

(1) 国頭村を取り巻く状況

地方自治体を取り巻く情勢は、地方分権の推進、少子高齢化社会の進行、住民ニーズの多様化などこれまで以上にめまぐるしく変化しています。

このような中、自治体運営においては、行政の効率化や生産性向上を目指して、村民サービスの提供やむらづくりにおいて、新たな仕組みづくりが必要となっています。

本村の森は、平成28年9月に「やんばる国立公園」となり、さらに、世界自然遺産への登録に向けた取り組みを推進しています。また、新庁舎建設や、認定こども園の開園、各種施策の積極的な展開を図るとともに、健全な行財政運営を推進していく必要があります。

(2) 国頭村の人口・世帯数の推移

平成27年沖縄県の国勢調査人口は1,433,566人で、平成22年国勢調査から5年間で40,748人、2.9%増加しています。全国で人口が増加したのは8都県で、増加率は沖縄県が最も高くなっています。

しかし、本村の人口は減少を続けています。平成27年国勢調査の人口は4,908人、世帯数は2,061世帯となっており、1世帯当たりの人員は2.38人となっています。平成22年国勢調査から人口は280人減少しており、世帯数は53世帯減少しています。

1世帯当たりの人員も減少傾向にあり、平成22年の2.45人から、平成27年には2.38人と0.07人の減少となっており、核家族化が進む状況が伺えます。

(3) 地方分権の推進

地方分権改革の推進により、国と地方の役割分担が明確化され、地方公共団体は、自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を展開していくことや地方創生に向けた取り組みが求められています。

これは、各種の権限が村へ移譲され、個性ある村づくりが可能となる反面、地域の自主性・自立性が求められることを意味しています。

そのため、村民との協働による個性豊かな地域づくりに向け、職員の人材育成・能力の向上・意識改革が求められます。

第2章 行政改革の基本的事項

第1節 行政改革の目的

本村はこれまで、昭和61年度以降、4次にわたり行政改革大綱を策定し、時代に即した組織機構の再編や適正な定員管理の推進、健全な行財政運営の推進、事務事業の見直し、職員意識の改革、民間活力の活用等、行政全般にわたる改革を断行するとともに、持続可能な財政構造の構築を図ってきました。

第4次行財政改革大綱においては、平成22年度から平成26年度までの5年間で、行財政運営の効率化を推進するとともに、財源不足額の縮減を行いつつ総合計画に基づく施策の重点的推進や財源の確保など、着実な成果をあげてきました。

村では、世界自然遺産登録、認定こども園の開園、教育環境の改善、新庁舎建設、住宅対策、各種産業の育成、雇用対策、保健・医療・福祉の推進など、村政の発展につながる施策を積極的に展開するとともに、健全な財政を維持し、職員の資質と能力の向上を図る必要があります。平成26年度に実施した「村民意識調査」及び平成29年度に実施した「職員意識調査」の両結果を踏まえて、依然として改革を望む厳しい意見の多かった「職員の意識改革・能力開発」や「行政のむだを減らす改革」、「質の高い行政サービスの提供」の実現に向けて、今後も継続した改革に取り組むため、「第5次国頭村行政改革大綱」を策定し推進していきます。

第2節 行政改革の基本的な考え方

(1) 取組期間

5年間（平成30年度から平成34年度）

(2) 推進体制

行政改革に関する意思決定及び推進機関として、村長を本部長、副村長を副本部長、教育長及び各課課長等を部員とする「行政改革推進本部会」を設置し、その下部組織として、各課等の職員で構成する「作業部会」を設置しました。

また、公募による村民代表や各種団体長、学識経験者で構成する「行政改革推進委員会」と連携し、重要事項について調査及び審議し、村長にその意見を答申します。

(3) 進捗状況の公表

行政改革大綱に基づく具体的な取り組みにおいても、広く村民に公表し村民の理解と協力を得ながら、行政改革を推進していきます。

(4) 行政改革の目標と重点項目

これまで、行政のスリム化・経費の効率化及び情報の透明性に重点を置いて行政改革に取り組み、職員数や経費の削減、ホームページの充実等において一定の効果をあげてきました。

一方、急速な社会環境の変化により、現状の組織体制や行政サービス提供手法のままでは、村民の行政需要への十分な対応が困難であることが見込まれます。

今後、豊かで活力のある国頭村を目指して、人口減少やむらづくりなどの課題解決に向けた行政組織を構築するとともに、村民に寄り添う行政サービスを提供し、村の発展につながる諸施策に対して積極的に取り組む、「村民からの期待に応え、村民から信頼される、効率的で質の高い行政運営」を目標に掲げて、行政改革を進めてまいります。

目 標

村民からの期待に応え、村民から信頼される、
効率的で質の高い行政運営

重 点 項 目

行政組織の質の向上

行政サービスの質の向上

行政運営の質の向上

第3章 行政改革の重点項目

このたびの行政改革大綱の目標を実現するため、3つの重点項目を定めて取り組んでまいります。

第1節 行政組織の質の向上

(1) 村の政策・施策を効率的に実施するための組織体制

限られた経費と人員の中で、村民ニーズや行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織体制の見直しに努めます。

村の主要施策に対して、役場組織内における目標と課題を明確にしつつ、それらの目標や課題を広く村民に公開しながら、組織の連携と強化を図り、効率的かつ村民にとって利用しやすい組織づくりを目指します。

(2) 職員の人材育成・能力の向上・意識改革

「国頭村人材育成基本方針」に基づき、幅広い行政能力や専門的な知識・技術の修得などを目的とした研修に積極的に参加し、更に、地方公務員のプロとして必要な、より高度な政策立案・決定能力や行政経営能力を養成するために、長期派遣研修の充実を図り、行政執行に反映させていきます。

職員の能力向上の基本は、自らが主体的に取り組む自己啓発であり、問題意識や学習意欲を高めるとともに、職員が講師となって研修会や研究会を開催するなど、役場全体の自主性や資質の向上を通して意識改革を図ります。

村民に対して、行政サービスの内容はもちろん、その提供にあたっては親切・丁寧な対応や印象が求められており、接遇力の向上が必要不可欠です。正規職員だけでなく、臨時嘱託職員も含めた全職員が、村民の満足に繋がるような対応が行える様に接遇研修の開催や、来庁者への積極的なあいさつや声掛けを行うよう周知徹底し取り組んでまいります。

(3) 職場環境の改善

職場環境の改善は、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政組織の質を向上させるために不可欠です。本村は、ゆう活(昼が長い夏の時期に「早朝勤務」や「フレックスタイム」等を推進し、夕方早くに退庁するという、家族との時間も大事にする生活スタイルを促す施策)の試行・実施、有給休暇等の積極的な取得など、働き方改革に具体的に取り組むことで、超過勤務を縮減し、

職員・職場の意識変化を進めます。

また、臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件の見直しを行い、効率的で質の高い組織づくりを目指します。

第2節 行政サービスの質の向上

(1) 積極的な村民ニーズの把握

行政サービスを担う上で、村民ニーズを的確に把握し、行政に反映させるとともに、村民が必要な時に必要な情報を可能な限り得られるようにしていかなければなりません。ホームページや SNS 等の多様な情報ツールを有効的に活用し、村民にとって利便性の高い仕組みを模索していきます。また、高齢者の方にとってもわかりやすい情報の提供や、村づくりに参加しやすい環境整備を推進していきます。

(2) 地域における協働の推進

地域の課題やニーズに対応していくため、村民や各種団体、事業者、行政が協働し、村民への各種サービスの提供を図る仕組みを積極的に推進する必要があります。村民が主体的に村づくりに参加できる仕組みづくりと環境整備を行うため、その指針の策定を検討し、自主性・自立性を尊重し合い、対等・平等な立場でそれぞれの知恵や力を出し合い、地域の課題に一体となって取り組んでまいります。

(3) 業務(事務)マニュアルの整備

業務を無駄なく合理的に進めるために、全職員または、課・係単位である一定の基準に平準化された知識やスキルを持つことは重要であり、そのためにはマニュアルの作成は必要不可欠です。住民満足度の高い行政サービスを図るために、必要なマニュアルを洗い出しその整備を行い、行政手続きの簡素化、迅速化、利便性の向上を推進するとともに、効率的な業務体制の整備に努めます。

(4) 地方分権に伴う権限移譲の推進

地方分権の進展に伴い、自己決定と自己責任の原則のもと、地域のごとは地域で決める行政体制へ移行する事が求められています。県と市町村を取り巻く行政環境が大きく変化する中、適切な役割分担のもと、地域に身近な行政は住民に最も近い市町村において担うことを基本に、村民にとって有用な事務権限について積極的に移譲を推進してまいります。

第3節 行政運営の質の向上

(1) 自主財源の確保

自主財源の確保については、村税徴収率の向上に引き続き取り組むとともに、税のみならず、国民健康保険税、各種使用料・手数料等の徴収強化を図ります。また、ネーミングライツ契約の更なる拡充や、ホームページ・広報誌等への広告掲載により、新たな財源を模索するなど、自主財源の確保に努めます。そして、ふるさと納税においては、返礼品メニューを拡充させることにより、特産品の販売促進や村の知名度の向上を図り、ふるさと納税の推進を図ります。

(2) 歳出の効率化

行政運営の質の向上を図るために、民間の効率性や専門的な技術等を活用する事によって、住民サービスをより効果的に提供することが期待できる業務については、積極的に導入を進めます。指定管理者制度についても、既存の施設に対して、点検及び評価をすることによって、より効率的・効果的な施設管理に努めるとともに、施設の維持管理費用の抑制及び使用者の利便性の向上、事務の効率化に努めます。また、各種委託契約や機器使用料等につき、経費の削減を検討し、その推進に努めます。

(3) 公文書管理システムの導入

庁内には紙・電子を問わずさまざまな、そして膨大な文書が存在します。今後、更なる行政事務の複雑化・多様化に伴い、文書量は増加し、整理・管理・廃棄などの文書管理事務は、ますます複雑かつ時間を要する作業となります。「公文書等の管理に関する法律」第34条に基づき、この法律の趣旨に沿った文書管理システムを導入する事によって、文書のライフサイクル全般の管理、業務間でやり取りされている文書の一元管理を行い、事務作業の効率化や質の向上を図ります。また、住民からの問い合わせに対して、迅速に対応することが期待できます。

(4) 公共施設の老朽化対策

公共施設は、建物系施設とインフラ系施設(村道・橋梁・水道等)に分類されます。本村の、建物系施設における、築後30年以上経過している施設の割合は2割となっており、該当する施設については、今後改修の必要性、耐震化、長寿命化等の対応など、それにかかる経費、費用の財源確保等、本村の「公共施設等の管理に関する基本方針」に基づいた対応を行う必要があります。生活に欠かせないインフラ系施設は、廃止や転用が難しいことから、これらを維持していくことを前提に長寿命化を

図っていきます。長寿命化を図るうえで現状把握のための定期点検を行い、計画的なマネジメントに努めます。